

官報

昭和六十一年十二月十九日

○第一百七回 衆議院會議録 第二十号

昭和六十一年十二月十九日(金曜日)

議事日程 第十五号

昭和六十一年十二月十九日

午後一時開議

〔諸議日程は本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

請願日程 シベリア抑留者の恩給加算改善等に

関する請願外三百二十八請願

地方公共団体の財政力格差是正に関する請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会

並びに日本国有鉄道改革に関する特別委員会

を除く災害対策特別委員会外六特別委員会に

おいて、各委員会から申出のあつた案件につ

いて閉会中審査するの件(議長発議)

午後一時三分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員倉石忠雄君は、去る十一月八日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十二月十五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに労働委員長算委員長国際労働条約第八十七号等特別委員長の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位勲一等倉石忠雄君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、老人保健法等の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(原健三郎君) 老人保健法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

老人保健法等の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、参議院の修正に同意するに決しました。

○谷垣禎一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

大蔵委員長提出、昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 谷垣禎一君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(原健三郎君) 昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長池田行彦君。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔池田行彦君登壇〕

○池田行彦君 ただいま議題となりました昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、本日大蔵委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することにしたものであります。

御承知のように、去る三月の自由民主党・新自由国民連合と日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の三党派との幹事長・書記長会議における減税問題に関する合意事項のうち、いわゆる所得税減税問題につきましては、その後、関係各党派間において協議が行われた結果、配偶者控除の加算により減税することとし、昭和六十二年分の年末調整または確定申告を通じて行うことで合意を見たところであります。

本案は、この合意に基づく所要の立法措置として提出されたものであります。すなわち、最近における社会経済情勢にかんがみ、昭和六十二年分の所得税について、その負担の軽減を図るため、同年分の所得税に係る配偶者控除の額については、三十三万円に五万円を加算した金額としようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額が昭和六十二年度において約千三百三十億円と見込まれておりますので、内閣の意見を求めましたところ、税制の抜本的見直し等との関連においてにわかに賛成いたしかねるところであるが、院議として決定される以上やむを得ないものと考え、旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号

元議員倉石忠雄君逝去につき弔詞贈呈の報告 老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和六十二年分

四六七

[illegible]

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 請願

四六八

八	沼川洋一君紹介(第九四一号)	八	保育所制度の充実に関する請願(小沢辰男君紹介)(第一二七二号)	八	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	八	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	八	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)
九	学童保育施設の国庫負担等に関する請願(貝沼次郎君紹介)(第二二四一号)	九	同(村上弘君紹介)(第二二四二号)	九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
一〇	あん摩、マッサージ及び指圧を保健事業に導入に関する請願(栗屋敏信君紹介)(第一四〇三号)	一〇	同(丹羽雄哉君紹介)(第一四〇四号)	一〇	同(小泉純一郎君紹介)(第一四九四号)	一〇	同(小泉純一郎君紹介)(第一四九四号)	一〇	同(小泉純一郎君紹介)(第一四九四号)
一一	同(伊吹文明君紹介)(第一五一五号)	一一	同(伊吹文明君紹介)(第一五一五号)	一一	同(伊吹文明君紹介)(第一五一五号)	一一	同(伊吹文明君紹介)(第一五一五号)	一一	同(伊吹文明君紹介)(第一五一五号)
一二	同(平林鴻三君紹介)(第一五一六号)	一二	同(平林鴻三君紹介)(第一五一六号)	一二	同(平林鴻三君紹介)(第一五一六号)	一二	同(平林鴻三君紹介)(第一五一六号)	一二	同(平林鴻三君紹介)(第一五一六号)
一三	同(持永和見君紹介)(第一五一七号)	一三	同(宇野宗佑君紹介)(第一五八八号)	一三	同(宇野宗佑君紹介)(第一五八八号)	一三	同(宇野宗佑君紹介)(第一五八八号)	一三	同(宇野宗佑君紹介)(第一五八八号)
一四	中国残留日本人孤児の援護に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第一五二七号)	一四	同(串原義直君紹介)(第一六五九号)	一四	同(清水勇君紹介)(第一六六〇号)	一四	同(清水勇君紹介)(第一六六〇号)	一四	同(清水勇君紹介)(第一六六〇号)
一五	同(井出正一君紹介)(第一七五七号)	一五	同(小川元君紹介)(第一七五八号)	一五	同(小川元君紹介)(第一七五八号)	一五	同(小川元君紹介)(第一七五八号)	一五	同(小川元君紹介)(第一七五八号)
一六	同(小坂善太郎君紹介)(第一七五九号)	一六	同(中島衛君紹介)(第一七六〇号)	一六	同(中島衛君紹介)(第一七六〇号)	一六	同(中島衛君紹介)(第一七六〇号)	一六	同(中島衛君紹介)(第一七六〇号)
一七	同(中村茂君紹介)(第一七六一号)	一七	同(村井仁君紹介)(第一七六二号)	一七	同(村井仁君紹介)(第一七六二号)	一七	同(村井仁君紹介)(第一七六二号)	一七	同(村井仁君紹介)(第一七六二号)
一八	同(若林正俊君紹介)(第一七六三号)	一八	同(宮下創平君紹介)(第一八五二号)	一八	同(宮下創平君紹介)(第一八五二号)	一八	同(宮下創平君紹介)(第一八五二号)	一八	同(宮下創平君紹介)(第一八五二号)
一九	あん摩、マッサージ及び指圧を保健事業に導入に関する請願(小沢辰男君紹介)(第一七四〇号)	一九	同(稲垣実男君紹介)(第一八二八号)	一九	同(藤原ひろ子君紹介)(第一八二九号)	一九	同(藤原ひろ子君紹介)(第一八二九号)	一九	同(藤原ひろ子君紹介)(第一八二九号)
二〇	同(保育園の国庫負担削減反対等に関する請願(田中美智子君紹介)(第一八二二号)	二〇	同(松本善明君紹介)(第一八八三号)	二〇	同(松本善明君紹介)(第一八八三号)	二〇	同(松本善明君紹介)(第一八八三号)	二〇	同(松本善明君紹介)(第一八八三号)
二一	同(矢島恒夫君紹介)(第一八八四号)	二一	同(矢島恒夫君紹介)(第一八八四号)	二一	同(矢島恒夫君紹介)(第一八八四号)	二一	同(矢島恒夫君紹介)(第一八八四号)	二一	同(矢島恒夫君紹介)(第一八八四号)
二二	あん摩、マッサージ及び指圧を保健事業に導入に関する請願(稲垣実男君紹介)	二二	同(河本敏夫君紹介)(第三三二八号)	二二	同(河本敏夫君紹介)(第三三二八号)	二二	同(河本敏夫君紹介)(第三三二八号)	二二	同(河本敏夫君紹介)(第三三二八号)
二三	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	二三	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	二三	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	二三	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)	二三	同(佐藤一郎君紹介)(第三三二九号)
二四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
二五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
二六	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二六	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二六	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二六	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二六	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
二七	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二七	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二七	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二七	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二七	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
二八	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二八	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二八	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二八	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二八	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
二九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	二九	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三〇	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三〇	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三〇	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三〇	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三〇	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三一	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三一	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三一	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三一	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三一	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三二	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三二	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三二	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三二	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三二	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三三	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三三	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三三	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三三	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三三	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三四	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)
三五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)	三五	同(井上和久君紹介)(第一九六六号)

- 療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（馬場昇君外一名提出、衆法第四号）
- 二、文教行政の基本施策に関する件
- 三、学校教育に関する件
- 四、社会教育に関する件
- 五、体育に関する件
- 六、学術研究及び宗教に関する件
- 七、国際文化交流に関する件
- 八、文化財保護に関する件

社会労働委員会

- 一、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案（内閣提出第二一号）
- 二、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案（戸井田三郎君外四名提出、衆法第七号）
- 三、厚生関係の基本施策に関する件
- 四、労働関係の基本施策に関する件
- 五、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
- 六、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

- 一、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案（宮崎茂一君外五名提出、衆法第六号）
- 二、農林水産業の振興に関する件
- 三、農林水産物に関する件
- 四、農林水産業団体に関する件
- 五、農林水産金融に関する件
- 六、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会

- 一、通商産業の基本施策に関する件
- 二、中小企業に関する件
- 三、資源エネルギーに関する件
- 四、特許及び工業技術に関する件
- 五、経済の計画及び総合調整に関する件
- 六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 各委員会閉会中審査申出案件 朗読を省略した議長の報告

七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会

- 一、陸運に関する件
- 二、海運に関する件
- 三、航空に関する件
- 四、日本国有鉄道の経営に関する件
- 五、港湾に関する件
- 六、海上保安に関する件
- 七、観光に関する件
- 八、気象に関する件

通信委員会

- 一、通信行政に関する件
- 二、郵政事業に関する件
- 三、郵政監察に関する件
- 四、電氣通信に関する件
- 五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

- 一、中水道の整備の促進に関する法律案（伏木和雄君外二名提出、衆法第五号）
- 二、建設行政の基本施策に関する件
- 三、都市計画に関する件
- 四、河川に関する件
- 五、道路に関する件
- 六、住宅に関する件
- 七、建築に関する件
- 八、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会

- 一、科学技術振興の基本施策に関する件
- 二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
- 三、宇宙開発に関する件
- 四、海洋開発に関する件
- 五、生命科学に関する件
- 六、新エネルギーの研究開発に関する件

環境委員会

- 一、環境保全の基本施策に関する件
- 二、公害の防止に関する件
- 三、自然環境の保護及び整備に関する件

- 四、快適環境の創造に関する件
- 五、公害健康被害救済に関する件
- 六、公害紛争の処理に関する件
- 七、予算委員会
- 一、予算の実施状況に関する件
- 二、決算委員会

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十八年度国庫収納金整理資金受払
計算書

昭和三十八年度政府関係機関決算書
昭和三十八年度国有財産増減及び現在額
計算書

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総
計算書

昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算
昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算
昭和三十九年度国庫収納金整理資金受払
計算書

昭和三十九年度政府関係機関決算書
昭和三十九年度国有財産増減及び現在額
計算書

昭和三十九年度国有財産無償貸付状況総
計算書

昭和三十九年度一般会計予備
費使用調査書及び各省各庁所
管使用調査書

昭和三十九年度特別会計予備
費使用調査書及び各省各庁所
管使用調査書

昭和三十九年度特別会計予算
総則第十一條に基づく経費増
減調査書及び各省各庁所管経
費増減調査書

昭和三十九年度一般会計予備費
使用調査書（その一）
昭和三十九年度特別会計予備費
使用調査書（その一）
昭和三十九年度特別会計予算
総則第十二條に基づく経費増
減調査書及び各省各庁所管経
費増減調査書（その一）

昭和三十九年度一般会計予備費
使用調査書（その二）
昭和三十九年度特別会計予備費
使用調査書（その二）
昭和三十九年度特別会計予算
総則第十二條に基づく経費増
減調査書及び各省各庁所管経
費増減調査書（その二）

- 八、歳入歳出の実況に関する件
- 九、国有財産の増減及び現況に関する件
- 一〇、政府関係機関の経理に関する件
- 一一、国が資本金を出資している法人の会計
に関する件
- 一二、国又は公社が直接又は間接に補助金、
奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損
失補償等の財政援助を与えているものの会
計に関する件

議院運営委員会
一、国会法等改正に関する件
二、議長よりの諮問事項
三、その他議院運営委員会の所管に属する事
項

災害対策特別委員会
一、災害対策に関する件
二、公職選挙法改正に関する調査特別委員会
三、公職選挙法改正に関する件
四、石炭対策特別委員会
五、石炭対策に関する件
六、物価問題等に関する特別委員会
七、物価問題等に関する件
八、交通安全対策特別委員会
九、交通安全対策に関する件
一〇、沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一一、沖繩及び北方問題に関する件
一二、安全保障特別委員会
一三、国の安全保障に関する件

○朗読を省略した議長の報告
（報告書受領）
一、去る十二月、内閣を経由して公正取引委員会
委員長高橋元君から、私的独占の禁止及び公正
取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規
定に基づく昭和六十年度公正取引委員会年次報
告書を受領した。

一、去る十二月、指宿国立国会図書館長から原議
長あて、昭和六十年度の国立国会図書館の経営
及び財政状態についての報告書を受領した。
二、去る十二月、内閣から次の報告書を受領し
た。
第百四回国会衆議院において採択された請願の
処理経過
一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領し
た。
昭和六十年度（出納整理期間を含む。）における
予算使用の状況
（政府委員退任）
一、去る十五日、中曽根内閣総理大臣から原議長
あて、第百七回国会政府委員中左記のとおり異
動があり、政府委員としての資格を失った旨の
通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名
官職名 官職名
年月日 年月日
海上保安 櫻井 勇（退職）昭六〇・三八
庁次長
（政府委員承襲）
一、去る十六日、原議長は、中曽根内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百七回国会政府委員に任
命することを承認した。
海上保安庁次長 大塚 秀夫
（政府委員任命）
一、去る十六日、中曽根内閣総理大臣から原議長
あて、十六日議長において承認した大塚秀夫
を、同日第百七回国会政府委員に任命した旨の
通知を受領した。
（常任委員辞任及び補欠選任）
一、去る十一月、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任 佐々木良作君 補欠 木下敬之助君
木下敬之助君 佐々木良作君

四七〇

予算委員

辞任 木下敬之助君 佐々木良作君
補欠 木下敬之助君 佐々木良作君
議院運営委員

辞任

伊吹 文明君 補欠 武部 勤君
武部 勤君 伊吹 文明君
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 山中 貞則君 補欠 長野 祐也君
矢追 秀彦君 日笠 勝之君
長野 祐也君 山中 貞則君
日笠 勝之君 矢追 秀彦君
農林水産委員

辞任

菊池福治郎君 補欠 河本 敏夫君
谷垣 禎一君 山中 貞則君
河本 敏夫君 菊池福治郎君
山中 貞則君 谷垣 禎一君
環境委員

辞任

河本 敏夫君 補欠 白井日出男君
白井日出男君 河本 敏夫君
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

辞任 塚田 延充君 補欠 米沢 隆君
米沢 隆君 塚田 延充君
商工委員

辞任

米沢 隆君 補欠 塚田 延充君
塚田 延充君 米沢 隆君
一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 住 栄作君 補欠 小川 元君
小川 元君 住 栄作君
法務委員

辞任

小澤 克介君 補欠 中沢 健次君
中沢 健次君 小澤 克介君
大蔵委員

辞任

井上 喜一君 補欠 住 栄作君
石破 茂君 河本 敏夫君
河本 敏夫君 石破 茂君
井上 喜一君
一、今十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 住 栄作君 補欠 江藤 隆美君
江藤 隆美君 住 栄作君
法務委員

辞任

江藤 隆美君 補欠 冬柴 鉄三君
冬柴 鉄三君 江藤 隆美君
大蔵委員

辞任

山中 貞則君 補欠 月原 茂昭君
月原 茂昭君 山中 貞則君
平石磨作太郎君 日笠 勝之君
平石磨作太郎君 日笠 勝之君
文教委員

石炭対策特別委員

辞任 松野 頼三君 補欠 鳩山由紀夫君
鳩山由紀夫君 松野 頼三君
一、今十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

公職選挙法改正に関する調査特別委員
辞任 住 栄作君 補欠 甘利 明君
甘利 明君 住 栄作君
一、今十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

(議案提出)

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特別に関する法律案(大蔵委員長提出)
一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案付託)

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(馬場昇君外一名提出、衆法第四号)
文教委員会 付託
一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

(議案送付)

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(馬場昇君外一名提出)
一、今十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特別に関する法律案(大蔵委員長提出)
(回付議案受領)
一、今十九日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。
老人保健法等の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
TBT O及び養殖魚に使用される化学物質に関する質問主意書(藤田スミ君提出)
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
公有水面埋め立ての問題点に関する質問主意書(草川昭三君提出)
一、今十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
三宅島の米空母艦載機夜間離着陸訓練(NLP)基地化問題に関する質問主意書(岡崎万寿秀君提出)
(答弁通知書受領)
一、去る十二日、内閣から、衆議院議員坂上富男君提出国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十二月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る十六日、内閣から、衆議院議員草川昭三君提出低当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十二月二十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、今十九日、内閣から、衆議院議員青山丘君提出鉄鋼産業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年一月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中路雅弘君外一名提出消費者向けの銀行などの貸出金利の引き下げに関する質問に對する答弁書

衆議院議員藤田スミ君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に對する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出患者に對する医薬品情報に関する質問に對する答弁書

消費者向けの銀行などの貸出金利の引き下げに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十一年十二月二日

提出者

中路 雅弘 藤田 スミ

衆議院議長 原 健三郎殿

消費者向けの銀行などの貸出金利の引き下げに関する質問主意書

今年に入つてからの公定歩合の四度にわたる引き下げによつて、公定歩合は三・〇％になり、預貯金金利は史上最低の水準になつた。このため、高齢者世帯をはじめかながらの預貯金金利を生活の糧にしている多くの国民に深刻な影響を与えている。

他方、銀行などは消費者向けローン金利や住宅ローン金利は一貫して下げず、その金利差は極めて大きなものになつてゐる。六十一年九月中旬期の都市銀行決算は、大手都市銀行が経常利益で七

千三百二十九億円(前年対比三七・四％増)もの利益を上げたことを明らかにしたが、このことはこの金利差がいかに大きな利益をもたらすかを示している。

円高不況で国民生活が深刻な事態になつてゐるときに、このような社会的に不公平が許されてはならないことは明らかである。

従つて、次の事項について質問する。

一 政府は、銀行の消費者向けローン金利及び住宅ローン金利を引き下げるよう指導するべきではないか。また、引き下げるとすれば、時期はいつか明確にされたい。

二 住宅金融公庫、厚生年金融資などの住宅融資、さらには、中小企業、農業向けの政府関係金融機関の貸出金利について引き下げる考えはないか。

右質問する。

内閣衆質一〇七第二二号

昭和六十一年十二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員中路雅弘君外一名提出消費者向けの銀行などの貸出金利の引き下げに関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中路雅弘君外一名提出消費者向けの銀行などの貸出金利の引き下げに関する質問に對する答弁書

一について

銀行の貸出しは、個々の銀行の自主的判断により決定されるものであるが、政府としても、従来より銀行に對し、消費者金融への積極的取り組み等につき要請してきたところである。

御指摘の消費者向けローン金利については、各銀行において、その引下げにつき検討されてゐると聞いており、また、銀行の住宅ローン金利については、本年に入つてから既に三度にわ

たり引き下げられ、現在の水準は過去と比べて低いものとなつてゐるところである。

二について

住宅金融公庫等の住宅融資の金利及び中小企業、農業向けの政府関係金融機関の貸付金利については、関連する金利の動向、財政事情等を総合的に勘案して所要の引下げを図つてきてゐるところであり、今後とも、適切に対処してまいりたいと考えてゐる。

右答弁する。

加工食品の栄養成分表示に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和六十一年十二月二日

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員藤田スミ君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に對する答弁書

様々な成人病の国民的関心が高まつてゐると、加工食品の栄養成分表示が早急に実現されることが求められてゐることはいうまでもない。しかし、この加工食品栄養成分表示が、厚生省と農林水産省の二省庁で別々に検討・実施されようとしており、このままでは消費者には混乱を、食品業界には二重の負担をもたらすおそれがあるといえる。

このような所管省庁の権限争いによる混乱は直ちに是正されるべきである。

従つて次の事項について質問する。

一 二種類の加工食品栄養成分表示が消費者に混乱を招き、ひいては栄養成分表示の信頼性を損なうとは考えないか。

二 政府として責任をもつて加工食品栄養成分表示を統一する考えはないか。

三 加工食品の栄養成分表示は、その国民的課題から鑑みても輸入食品を含むすべての加工食品に表示されるべきであり、厚生省も昭和五十二年からこの法制度化の必要性を認め、その検討

四七二

を進めていた。ところが、政府は貿易摩擦を理由にこの法制度化を放棄し、任意表示に制度を変質させた。政府は、国民の健康を守ることにせよ、貿易摩擦解消を優先する考えなのか明らかにせよ。

右質問する。

内閣衆質一〇七第二二号
昭和六十一年十二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員藤田スミ君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤田スミ君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に對する答弁書

一及び二について

加工食品の栄養成分表示は、国民の健康増進及び成人病の予防に資し、並びに国民の適正な食品選択に寄与するため、加工食品に含まれる栄養成分の種類及び量についての情報を国民に提供する観点から、民間において推進されてゐるものである。

今後とも、加工食品の栄養成分表示が円滑に行われ、その本来の目的を達成し得るよう、政府としても適切に対処してまいりたい。

三について

御指摘の法制度化の問題については、加工食品の栄養成分表示は、国民が自ら食生活の改善に取り組む際の便宜に資するといふ性格のものであること等を勘案し、民間の自主性にゆだねることが適当であると考へたものである。

なお、政府としては、今後とも、国民の健康の確保を最優先として取り組んでまいりたい。右答弁する。

患者に対する医薬品情報に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十二月三日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

患者に対する医薬品情報に関する質問主意書

私は、昭和五十二年以来薬価基準のあり方、薬の安全性の問題などを繰り返し国会で取り上げてきた。

本年十月十五日来日したアメリカHHS(保健福祉省)のヤングFDA(食品医薬品庁)長官は、幸田正孝厚生事務次官を訪問した際、アメリカにおいて毎年心臓病を指示どおりに服用しないための死者が十二万五千人に達するとの推計がなされていること、またそういう状態を改善するため、医療関係者と患者の対話を促進する必要がある、一九八三年から「ゲット・ジ・アンサーズ」という運動をFDAを中心として医療関係者、製薬会社、消費者団体などが参加して実施していることなどを語った。

この「ゲット・ジ・アンサーズ」運動は、医師に受診し、処方せんを受ける際に、そこに書かれた医薬品の名前、服用方法、副作用の有無などを尋ねるよう患者に呼びかけ、また医療関係者がそれに十分答えることを勧める運動である。

我が国は、先進諸国では例をみない、医師から患者が直接薬剤を受け取る、いわゆる医薬非分業国である。そのため患者は、自分の服用している薬の効能・副作用はもろんのこと、その薬剤の名前すら知らないのが通例になっている。

こうしたことを踏まえて、次の質問をする。

一 アメリカの実情についてヤング長官は、資料を提供すると申し出ており、厚生省ではこの問題について既に十分検討を重ねたものと思われるが、どのような対応を考えているのか明らかにされたか。

二 医療の主体は患者であるという観点からみれば、その主体である患者自らの服用している薬剤の名前さえ知らされていないのが日本の現状である。国民の健康自己管理責任の教育という面からも、「ゲット・ジ・アンサーズ」と同様な運動を厚生省の責任において早急に行うべきと考え、政府の見解はどうか。

三 患者に手渡す医薬品情報の統一を図るため、アメリカでは米国薬局方の中に「患者に対する医薬品情報」を盛り込んでいるが、日本薬局方を改訂する際にはこの点を考慮する必要があると考えるが、明らかにされたか。

内閣衆質一〇七第二四号

昭和六十一年十二月十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出患者に対する医薬品情報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員草川昭三君提出患者に対する医薬品情報に関する質問に対する答弁書

一及び二について

適正な薬物治療を実施するには、医薬品についての一般的な啓発及び医師、歯科医師又は薬剤師からの服薬指導を通じ、患者が医薬品に対して正しい認識をもつことが必要と考えている。

厚生省においては、この観点から、毎年十月十七日から二十三日までを「薬と健康の週間」とし、広報機関等による啓発宣伝及び講演会等の各種行事を通じ、医薬品の正しい使い方を等々、広く国民の啓発を図っているところである。

また、患者に投与される医薬品の処方が開示され、薬剤師も服薬指導を行う医薬分業についても、従来からその推進を図っているところである。

ある。

今後とも、必要な施策の推進に努める所存である。

なお、我が国において「ゲット・ジ・アンサーズ」運動と同様な運動を実施することについては、医療機関等の理解と協力も必要であり、関係者の意見を参考に慎重に検討してまいりたい。

三について

日本薬局方は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十一条第一項の規定により、医薬品の性状及び品質の適正を図るために定められるものである。

したがって、「患者に対する医薬品情報」を医薬品の品質規格書である日本薬局方に盛り込むことは適当ではないと考えている。

右答弁する。

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝沢幸助君提出国語教育に関する質問に対する答弁書

国語教育に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十二月四日

提出者 滝沢 幸助

衆議院議長 原 健三郎殿

国語教育に関する質問主意書

凡そ教育は國の存立の基本を培ふものであり、ことに國語教育こそはその基本である。世界の殆ど全ての國がこれに全力を盡してゐる所以である。

然るに我國においては、戦後の教育制度の改革に當つて、漢字の制限、假名遣ひの改変など、むしろ國語の傳統を中斷する傾向があつたことは洵に残念なことと言ふべきである。

復する爲の教育を確立することは、國政の急務である。

よつて、其の方針について質問する。

一 國語の授業時間数の増加について

現在、小學校における國語の授業時間数は、平均して、一年生では年間二七・二時間、二年生では二八・〇時間、三年生では二八・〇時間、四年生では二八・〇時間、五年生では二八・〇時間、六年生では二八・〇時間に過ぎない。これは他の教科と比較しても餘りにも少い。また戦前の義務教育に比しても少く、他の文明諸國のそれに比しても少い。

國語教育こそは、教育全體の基礎であることを思ひ、これを増加する考へはないか。

二 假名の取扱ひについて

會ての國語教育にあつては、先に片假名を、後に平假名を教へたが、戦後はこの順序が逆になつた。これは幼児の筆記能力から見て實態に即さず、文字の成立から考へても不合理である。

むしろ、先に直線的片假名を、後に曲線的平假名を教へるべきであり、簡易にして基礎的な漢字、ことに假名の成立に關する漢字を、假名と同時に並行して教へることが望ましい。見解如何。

三 漢字の制限を廢して豊かな國語を

先に政府は常用漢字を定めて、これを社會生活の目安とし、學校教育の面でもこれに依つてゐる。しかしその結果は、音も訓も社會生活に普及し深く關つてゐる漢字であるに拘らず、例へば「委の如く音(い)だけ教へて訓(まかせ)る」を教へないなど、不便不合理が多い。故にこの制限を廢して文字の成立と、仕組みに従つて教へることとし、各學年において學習すべき漢字の數を、大まかに示すに止めるべきである。

政府の考へはどうか。

四 五十音圖の復元

政府が先に定めた「改定現代假名遣ひ」にあつては、五十音圖ア行のイとエは生きてゐるが、

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

ヤ行のイとエヤ行のキ、ウ、エは廢止されてゐる。

これでは動詞等の活用が機能せず、ために非學問的便宜主義的假名遣ひたることを免れない。五十音圖を復元し、正しい發音正しい活用の基準とする考へはないか。

五 混書きの廢止

元來一つの熟語について漢字と假名を混書きすることは固く戒められてゐたが、今日では、「(ラ)致」、「(カ)線橋」などと混用されてゐる。このままでは、やがてその熟語が廢滅すると思はれるので、これを元に戻すべきではないか。

六 書替へ、當字について

「死殺」の殺を没とし、「聯合」の聯を連とし、「編輯」の輯を集とするが如き書替へは、本來の字義を曲げて熟語の意義を曖昧にする。これら書替へが常用されてゐるうちに、「輿論(よろん)」を「世論(せろん)」とし、「溢血(えきけつ)」を「出血(しゅっけつ)」を別概念である「出血」に書替へて「腦出血」とするなど、重大な誤りが生じてゐる。これを正當な表記に復す考へはないか。

七 古文及び現代文の引用について

國語教育において、古文及び現代文を引用する場合はその用例を出来る限り多くし、ことにその漢字、假名遣ひなどを原文のままとし、いやくも改竄することはやめるべきではないか。

八 縦書きが國語の本則

漢字や假名文字の成立ち、或ひは筆寫の實際から言つて、國語の書式は本來縦書きである。またそれでこそ美しい文字も書き得る。

今日、安易に横書きが氾濫するが、國語教育においては「縦書きが國語の書式の本則であつて、歐文の混じる文章や数式の混じる文章に限り變則として横書きにするものであること」を明確に教へるべきと思ふがどうか。

また、横書きの場合の原則は右より左へ書くことが歴史的には正しいことも教へるべきではないか。でなければ價値ある古い書類等も世に傳はらなくなると思ふが見解如何。

九 低学年の児童の氏名の表記について

児童生徒をして自分の氏名を正しく書かせ、また書けるように教へることは國語教育の第一歩である。然るに大部分の小學校では低学年の児童の氏名を平假名で書かせてゐるが、これは文部省の方針によるものであるか。さうならば之を改めて戸籍通りの表記にすべきである。また、その方が知らず識らずのうちに児童同志で漢字を覺えるといふ意味で教育効果が高まると思ふがどうか。

十 他の教科と國語との關聯

國語が學問、常識の基礎であることを思ふとき、社會科、數學等總ての教科にわたり、その記述、讀み方は、これを國語教育の一部として位置づけるべきではないか。また、道德教育との一體の運用により國語教育の眞の成果を得るやう改善される考へはないか。

また、書道は國語教育に不可欠のものであるが、日本文化の基礎をなすものの一つであるが、今日これは著しく輕視されてゐる。ために青年學生の書寫能力は非常に低下し、文字を單に記號符號としてのみ理解する風潮が生じてゐる。家庭と社會に氣品と潤を恢復し、美麗優雅にして正確な文字が日常行はれる爲にも、書道を必須科目として充實させる考へはないか。右質問する。

内閣衆議一〇七第二五号

昭和六十一年十二月十六日

内閣總理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員滝沢幸助君提出國語教育に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員滝沢幸助君提出國語教育に關する質問に対する答弁書

一 について

國語科の授業時数については、昭和六十一年十月二十日に公表された教育課程審議会の中間まとめにおいて、國語力の一層の充實を図る観点から、小學校低学年の國語科の授業時数を増加する方向が示されてゐる。

二 について

平假名は日常生活で最もよく接する文字であり、生活と結び付いた文字教育を行うのが効果的であることから、小學校においては片假名より先に平假名が指導されてゐる。

また、漢字については、児童の言語生活にかかわりの深い語や文章に即して指導がなされておき、仮名及び漢字の成り立ちについては、小學校高学年において指導がなされてゐる。

これらの指導の在り方については、適切なものと考へてゐる。

三 について

「常用漢字表」に掲げる音訓は、法令、公用文書、新聞、雜誌、放送など、一般の社會生活において、現代の國語を書き表すための音訓使用の目安を示すものであり、學校教育における漢字の指導については、「常用漢字表」の趣旨に沿つて、児童生徒の発達段階や學習負担、指導の一貫性を確保することなどを考慮して行うことが適當である。このような観点から、小學校においては、児童の生活に結び付いた漢字指導を基本として、各学年において指導する漢字の字種及び字数を示すことは必要であると考へる。

四 について

「現代假名遣い」の本文第一の一の直音の項に示す表は、五十音圖の形式を借りて現代語の音韻に対応する仮名の種類を示したものであり、これによつて五十音圖を否定しようとするものではない。

五及び六について

御指摘のような措置は、「常用漢字表」に基づいて言葉の使用を円滑にするために採られたものであつて、一般社會におもね定着してゐるが、その後、常用漢字表で新たな漢字が採用された結果、混ぜ書きが行われなくなつた例も多い。

なお、「常用漢字表」は、法令、公用文書、新聞、雜誌、放送など、一般の社會生活において、現代の國語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものであり、科學、技術、藝術その他の各種専門分野や個人々人の表記にまで及ぼさうとするものではなく、また、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。

七について

國語の教科書において現代文又は古文を教材として引用する場合には、漢字については「常用漢字表」により、仮名遣いについては、現代文は「現代假名遣い」により、古文は歴史的仮名遣いによることを原則としてゐるが、學習の目的などからみて必要とする場合には、原文のまま用いることができることとしてゐる。

八について

國語科においては、教科書は縦書きが慣例になつており、それに即して指導が行われてゐる。

また、横書きについては、必要に応じて指導が行われてゐる。

なお、横書きの場合、日本語の文字の筆順や運筆の原則に従い、左から右に書くことで指導が行われてゐる。

これらの指導の在り方については、適切なものと考へてゐる。

九について

児童の氏名の表記の仕方については、文部省において特に方針を示してゐないが、低学年の児童の発達段階からみて、平假名で表記することに問題は無いと考へてゐる。

十について

1 国語科以外の教科においても、それぞれの指導内容とのかかわりにおいて国語の正確な読み書きの指導がなされている。

また、道徳教育は各教科を通じて行うこととしており、国語科においてもその観点から指導がなされている。

2 小学校及び中学校においては、現在、全学年を通じて書写を必修としており、毛筆については、小学校第三学年以上で必修としている。

また、高等学校においては、書道を芸術科の中の科目として位置付け、選択必修としている。

なお、昭和六十一年十月二十日に公表された教育課程審議会の中間まとめにおいて、小学校及び中学校については、書写指導を充実する観点からその内容や授業時数を見直し、高等学校については、内容の改善を図る方向が示されている。

右答弁する。

一、今十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員滝沢幸助君提出豪雪対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員坂上富男君提出国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出出当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対する答弁書

豪雪対策に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十一月二十一日
提出者 滝沢 幸助
衆議院議長 原 健三郎殿

豪雪対策に関する質問主意書

国民がその居住する地域の自然的環境など自己の努力によつては不可避の要因によつて蒙る不利益は國家が之を救済すべきである。

東北、北海道、真日本など豪雪寒冷地帯に對しては豪雪及び特別豪雪市町村の指定など対策されて来た努力は之を多とするが、未だ必ずしも十分とは言ひがたい。

ことに最近、國民生活の向上はめざましいものがあるが、豪雪地方住民はその進歩に追従しがたい状況におかれ、爲に人口の大都市及び無雪地域への流出は止めがたく、過疎現象は、世界との競争を強ひられる農林業等の不振と相まって、繁栄の崩壊をも案ぜられるに至つてゐる。

今これを改善して、人口の過疎化を防止し、そこに住む住民の生活を防衛することは國政の急務であり、従つて豪雪対策こそは緊要の課題である。よつて以下質問する。

一「雪は降ることそのものが雪害である」降雪によつて生ずる人的・物的損失のみが雪害とする思想によつては豪雪地方の眞の救済はない。人的・物的被害を防止するため費された計算がたい努力と出費について、これを補償し援助することこそ雪害対策の基本であるが、政府の見解はどうか。

二 税制において、次の諸點に配慮される用意がないか。

1 所得税の雑損控除の除雪等に要した経費五萬圓の上限の引上げ。

2 小型ブルドーザーなど今日の要求を満たす除雪機械の購入費の控除制度。

3 防寒具、石油、ガソリン、電力など暖房に要した経費の控除。

4 自動車税等についての地域格差の制度。

5 住宅、車庫、倉庫などの取得、相續にかかると課税の減免措置。

である。その計畫を示されたい。

四 豪雪地域の住民の要求のうち教育機關の不足に關する改善については切なるものがある。國・公・私立大學などの建設又は誘致について政府の方策を示されたい。

また、雪に關する國立の研究機關設置等の措置如何。

五 豪雪地域については米など農作物の減反を課さないよう特例措置を講ずることは出来ないか。

六 豪雪及び特別豪雪市町村の指定を擴大し、それら市町村への交付金など財政援助の道を開かれない。見解如何。

また、冬期間のより完全な交通確保の措置如何。

右質問する。

内閣衆議院一〇七第一六号
昭和六十一年十二月十九日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員滝沢幸助君提出豪雪対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員坂上富男君提出出当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対する答弁書

衆議院議員草川昭三君提出出当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対する答弁書

豪雪対策に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十一月二十一日
提出者 滝沢 幸助
衆議院議長 原 健三郎殿

担税力の減殺をしんじやくする趣旨から設けられてゐるものである。したがつて、このような雑損控除の趣旨にかんがみれば、雑損控除のいわゆる足切り限度額五萬圓は相当低い水準にあり、医療費控除の足切り限度額との衡衡をも考慮すれば、これを引き下げることは適當でないと考えられる。

二の2及び3について
非業務用の資産の購入費や暖房に要した費用等は、日常生活に伴う支出であり、様々な國民の生活態様の中からこのような特定の家計支出を抜き出して税制上しんじやくするにはおのずから限界があること等から、これらを所得控除の対象とすることは適當でないと考えられる。

二の4について
自動車税については、冬期間自動車を運行することができないと認められる地域に定置場を有する自動車に対して既に軽減措置を講じているところである。

なお、その他の自動車関係税については、その税の性格等から地域格差を設けることは困難である。

二の5について
特別豪雪地域等における一定の高床式住宅については、昭和六十一年度から不動産取得税の課税標準の特例措置を適用する場合の住宅の床面積の判定に当たり、一定の床下部分の床面積は算入しない取扱ひとしたところであるが、このような措置を拡大することは、他の地域における不動産との均衡上、困難である。

なお、相続税については、負担の公平の観点等からみて、特定の地域に対する減免措置を講ずることは適當でないと考えられる。

三について
豪雪地帯において産業等の振興を図り、人口の定住化を推進することは、国土の均衡ある発展を図る上で重要な課題であり、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)に基

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長長の報告

四七五

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

つく豪雪地帯対策基本計画において産業等の基礎条件の整備を図ることとしている。

また、工場誘致については、工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)に基づく工業再配置計画その他個々具体的な施策により実施してきているところである。

なお、豪雪地帯は、札幌市、室蘭市等を除き、ほぼ全域が工業再配置促進法に基づく誘導地域に含まれている。

四について

我が国の高等教育機関の整備については、「昭和六十一年度以降の高等教育の計画的整備について」(大学設置審議会大学設置計画分科会報告)において、地域配置の在り方を含め、その方向が示されているところであり、今後とも十八歳人口の増減にも配慮しつつ、同報告に示された方向に沿って、適切に対処してまいりたい。

また、我が国の雪害対策に関する調査研究は、科学技術庁国立防災科学技術センターの雪害実験研究所(新潟県長岡市)及び新庄支所(山形県新庄市)が中心となつて、関係機関と連携を図りつつ推進している。

五について

農作物については、地域の実情も勘案しながら需給の動向に即応した生産を推進しているところである。

なお、米については、地域の特性に応じた農業生産構造の確立を方向で転作等を推進しており、転作等目標面積の配分に当たつても各地域の実情を総合的に勘案して行つているところである。

六について

豪雪地帯及び特別豪雪地帯については、豪雪地帯対策特別措置法の趣旨に即して指定をしているところであり、現時点では新たに指定を拡大する考えはない。

なお、市町村の除雪に係る経費等について

は、地方交付税による措置等の必要な施策が講じられているところである。

また、冬期間の交通確保については、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)に基づく雪害事業等により、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るなど、交通施設の除雪等が適切に実施されるように努めているところである。

右答弁する。

過疎対策に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十一月二十一日

提出者 滝沢 幸助

衆議院議長 原 健三郎殿

過疎対策に関する質問主意書

最近、我が国の人口密度は都市農村など地域の格差が年々拡大してゐる。国土計画において人口の分布の合理的均衡を計することは、健全な国家運営のため欠くことのない課題である。

また、この都市と農村との地域間格差は工業と農業などの産業間格差と不可分のものであり、之が是正と再編は今日における國政の急務である。よつてこれが対策に關して質問する。

一 国土全域における人口の理想的分布についての計画があるか。あればこれを示されたい。

二 前記の人口分布が理想に反して過密過疎の状況にあることを認めるか。認めるならば之が改善の方途を具体的に示されたい。

三 工業及び商業など産業の都市集中を排除して全国的に理想的な配置替へは必要と認めるか。認めるならばその計画を示されたい。

四 國公立及び私立学校など教育機関の都市集中は教育的見地からも望ましいことではなく、その地方分散は必要であると認めるか。認めるならばその策を示されたい。

五 國際的競争にさらされてゐる農業の近代化、機械化、省力化ないしは離農などにより生ずる

労働力、ことには冬期間に生ずる労働余力を吸収する職場の確保についての対策を示されたい。

六 過疎地方の市町村などの行政に對する政府の援助について交付金などの制度に改善の計画があれば示されたい。

七 税制における過疎地住民への保護の方策があれば示されたい。

右質問する。

内閣衆質一〇七第七号
昭和六十一年十二月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員滝沢幸助君提出過疎対策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員滝沢幸助君提出過疎対策に関する質問に對する答弁書

一 について
国土面積の十パーセントにすぎない三大都市圏に人口の四十五パーセントが居住している。

これは、それぞれの地域の自然条件、地理的条件、歴史的条件に応じて、都市的土地利用の姿に違いがあるためと考えられる。国土の均衡ある発展を図るためには、過密過疎の是正といたつた国土政策上の大きな考え方についての基準を示すことは不可欠であるが、以上のような地域の特色を考えた場合、国土における詳細な適正人口分布の基準を示すことは難しいと考えられる。

二 について
高度経済成長の過程で、地方圏から大都市圏へ大量の人口移動があつたことに伴い、大都市圏において居住環境の悪化、防災性の低下など、地方圏において地域活力の低下など様々な問題が生じてきた。

このような状況に対処するため、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)に基づく第三次全国総合開発計画においては、「定住構想」を計画の柱として、各種施策に取り組んでいるところである。

今後においても、定住構想の理念を基本的に継承しつつ、各地域がそれぞれの特性をいかして活性化し、地域間の適切な機能分担と連携により、国土の均衡ある発展を図っていく必要があると考えている。現在策定作業中の第四次全国総合開発計画において、そのための諸方策を検討中である。

三 について
全国的な物的生産、流通機能等の諸機能の適正配置を図ることは、国土の均衡ある発展を図る観点から重要な課題と考えており、第三次全国総合開発計画においても主要計画課題として大都市の諸機能の計画的な再配置等を位置付けているところである。

特に、工業については、大都市圏の過密問題の解消に資するとともに地方の振興を図るとの観点から工業再配置促進法(昭和四十七年法律第七十三号)に基づく工業再配置計画を指針として工業の再配置を推進しているところである。

四について

我が国の高等教育機関の整備については、「昭和六十一年度以降の高等教育の計画的整備について」(大学設置審議会大学設置計画分科会報告)において、大都市地域における大学及び短期大学の増設の抑制等を含めた地域配置の在り方等その方向が示されているところであり、今後とも十八歳人口の増減にも配慮しつつ、同報告に示された方向に沿って、適切に対処してまいりたい。

五について

農村地域における安定した就業機会を確保するため、農村工業導入を計画的に進めているほか

か、冬期間における雇用の確保にも配慮して、農林水産物の加工を行う地場産業の育成等を図つているところである。

今後とも、これらの対策の円滑な推進に努めてまいりたい。

六について

過疎地域の振興を図ることは、国土の均衡ある発展の観点から、国土政策上の重要な課題の一つであり、このため、従来から過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)等に基づき、補助率のかさ上げ、過疎対策事業債の発行等の財政上の特別措置を講じてきているところである。

今後においても、過疎地域の一層の振興を図るため、これらの特別措置を引き続き講じ、適切に対処してまいる所存である。

七について

現在、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)において、過疎地域振興特別措置法に規定する過疎地域に係る特別償却制度及び特定資産の買換えの特例制度の措置を講じており、これらの特別措置は当該過疎地域の振興を主眼とするものであり、地域振興に伴い、地域住民の雇用の確保にも寄与するものと考ええる。

また、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において、同様の趣旨から過疎地域に係る特別土地保有税の非課税措置を講じているほか、政府の補助を受けて行う地域住民の生活に必要な路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税措置等を講じ、過疎地住民の生活に配慮しているところである。

右答弁する。

国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十二月三日

提出者 坂上 富男

衆議院議長 原 健三郎殿

国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問主意書

国鉄改革関連法(以下「新法」という。)が成立後の財団法人鉄道弘済会について、次の事項について質問する。

一 現在の財団法人鉄道弘済会の根拠法令は何か。

二 新法後の鉄道弘済会はどのような組織形態となるか。

三 国鉄余剰人員の受入れを鉄道弘済会にするのか。

その結果、鉄道弘済会の職員に及ぼす影響については、どのような措置をとるのか。

四 鉄道弘済会に対する新たな別の立法を考えているか。

右質問する。

内閣衆議一〇七第三号

昭和六十一年十二月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員坂上富男君提出国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員坂上富男君提出国鉄改革関連法成立後の財団法人鉄道弘済会に関する質問に対する答弁書

一について

財団法人鉄道弘済会(以下「鉄道弘済会」という。)は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に基づき設立された法人である。

二について

国鉄改革実施後の鉄道弘済会の組織形態につ

いては、鉄道弘済会において、その行っている事業と各旅客鉄道株式会社との関係等を考慮しつつ、現在検討を行っているところであると聞いている。

三について

鉄道弘済会は国鉄職員の受入れを既に開始しており、また、国鉄職員の受入れにより鉄道弘済会の職員に及ぼす影響は特にないと聞いている。

四について

鉄道弘済会に対する特別の立法措置は考えていない。

右答弁する。

抵当証券をめぐるその後の問題点に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十二月六日

提出者 草川 昭三

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出「抵当証券をめぐるその後の問題点に関する質問主意書」

私は、かねてから豊田商事を始めとする悪徳商法を消費者保護の立場から追及してきた。

なかでも法規制を受けず悪質業者の入り込むスヤのある抵当証券のあり方について、九月十九日大蔵省に要望書を、続いて十月二日質問主意書を提出し、さらに十月二十三日物価問題等特別委員会において、具体的事例をあげて問題点を指摘してきた。

その後当局も悪質業者を全国的に摘発するなど活発な対応を行い、その行動はそれなりに評価できるが、残念ながら根絶には至っておらず、抵当証券に対する国民の不信感は解消していない。より一層の対応と抵当証券業法の一部も早い制定を願う立場から次の質問をする。

一 抵当証券の発行を行っている会社は、百十一社で債権額は、約一兆円に達している(十月二十

十三日物特委の法務省答弁)が、このうち現在までに倒産、休業など経営不能に陥った企業数とその債権額をどのように把握しているのか明らかにされたい。

二 また警察庁がこれまでに行つた抵当証券会社関係の違法行為についての検査の現状をその被害額とあわせて明らかにされたい。

三 私は、十月二十三日の物価問題等特別委員会に、抵当権をつけた土地に対する不動産鑑定士の評価の信頼性について不満・苦情はないかとの質問をした。

これに対し、国土庁地価調査課長は、鑑定評価技術は十分に信頼でき、抵当証券に関しての問合せはないとの主旨の答弁を行つた。

しかし、その後新聞によれば、「閉業した丸和モーゲージが証券発行のため抵当権をつけた土地について不動産鑑定士が三倍もの鑑定評価をしたことがわかり、国土庁は、評価額の増しの疑いがあるとみて保官を現地に派遣し、事情聴取など調査をはじめた」と報道されている。そのような事実があつたのかどうか具体的な経過を明らかにされたい。

四 また、同委員会において法務省は、「不動産鑑定士に評価していただいた、その評価を信じて抵当証券を出している」と答弁している。万が一その信頼性を裏切る行為が行われた場合、当局はどのような手段で具体的な措置をとるのか明らかにされたい。

五 現在、悪質業者の中には、いったん抵当証券の発給を受け、それに基づきモーゲージ証券の発行をしておりながら、最近になりそれを受けとつた顧客に無断で抵当証券の原券を法務局に返還し、抵当証券を抹消している事例がいくつも見られる。抵当証券がある限り、最終的には、消費者保護が図られてはいるはずなのに、このような返還によりその根拠を失ふことになる。

政府は、かかる状態が招来することをわかつ

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号

朗読を省略した議長の報告 老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

四七八

ていながら、何故、返還を認めたのか明らかにされた。

六 このような実態があるからこそ、悪質業者排除のため証券業法の制定が必要であること、を繰り返す主張するものである。業法制定に関するその後の進捗状況と、今後の見通しを具体的に明らかにされた。

七 十月二十三日の質疑で近藤経企庁長官は、国民生活を守る立場から金融商品についても関係省庁、関係関係と相談し、できるだけのことと考える旨の答弁をしたが、その後のような対応を行ったか日時をおつて詳細に説明された。右質問する。

内閣衆質一〇七第二十六号

昭和六十一年十二月十九日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員草川昭三君提出抵当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員草川昭三君提出抵当証券をめぐるその後の問題点に関する質問に対する答弁書

一について

警察庁が、都道府県警察を通じて、把握したところによれば、抵当証券取扱会社で、現在までに破産し、又は休業・倒産状態にあると思われるものは十六社である。なお、債権額については現時点において、正確に把握することは困難である。

二について

警察がこれまでに行つた検査の状況は、静岡県警察が、日証証券(株)を詐欺の容疑で検査するなど五都府県警察が、五社を検査し又は検査に着手しており、合計八人の被疑者を逮捕

している。これら五社に係る被害者は約千七百八、被害総額は約二十四億円に達している。

三及び四について

抵当証券の交付の申請に際し提出された鑑定評価書は、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)に基づき資格を付与された不動産鑑定士によつて作成されたものである。それを信頼して処理してあるが、対象不動産の誤認等明らかに誤りであると認められるときは、登記官はその申請を却下することとなる。

また、不動産鑑定士が故意に、又は相当な注意を怠つて不当な鑑定評価を行つたときには、同法に基づき懲戒処分を受けることとなり、御指摘の丸和モーゲージ発行の抵当証券に係る土地の不動産鑑定評価については、国土庁による現地調査等の結果、不当な不動産鑑定評価であると認められたため、当該鑑定評価を行つた不動産鑑定士に対し、同法に基づき懲戒処分を行つたところである。

五について

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)所定の手続に従つて抵当証券の発行に係る抵当権の登記抹消の申請があつた場合において、その抵当証券に関してモーゲージ証券が発行されていたらしく、その抵当証券上に裏書の記載がないときは、登記官としては、その申請を受理しなければならないところである。

なお、抵当証券取扱会社が、モーゲージ証券を発行している場合における投資家保護上の問題点については、現在、検討を行つてゐるところである。

六について

抵当証券の問題については、先般、法務省及び大蔵省が共同で、学識経験者等をメンバーとする研究の場を設けたところであり、今後とも、投資家保護の方策等につき、法制の整備が

必要かどうかという点も含めて、検討を行つてまいりたい。

七について

抵当証券の問題については、昭和六十一年十月三十日に開催された消費者保護会議において、投資家の保護を図る観点から検討を行うことが決定された。

また、十一月四日に経済企画庁、公正取引委員会、警察庁、法務省、大蔵省及び通商産業省の関係六省庁間で取組状況及び今後の対応に関する情報交換を行うとともに、十二月一日から六日にかけて国民生活センターに抵当証券等に関する「消費者一〇番」を設置し、本問題に係る消費者相談等を集中的に受け付けるとともに、これに対する助言等を行つたところである。右答弁する。

老人保健法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和六十一年十二月十九日

参議院議長 藤田 正明

衆議院議長 原 健三郎殿

(本院送付案に対する参議院の修正に係る条文を掲げ、小字及び一は修正)

第一条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療以外」を「医療等以外」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七條第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この法律に規定する保険者の拠出

金等に関する重要事項」を「老人保健に関する重要事項(第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。)」に改め、同条に次の一項を加える。

八 審議会は、老人保健に関する重要事項について、関係行政機関に対し意見を述べることが出来る。

第十二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 特定療養費の支給(医療費の支給を含む。第十七条の二、第三十一条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。)

第十七条中「掲げる給付」の下に「(第三十一条の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定療養費の支給)

第十七条の二 特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条の二第一項の規定により支給する給付とする。

「第二節 医療以外の保健事業」を「第二節 医療等以外の保健事業」に改める。

第二十條の前の見出し中「医療」を「医療等」に改め、同条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下この節において「医療等」という。)」を加える。

第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。

第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(保健サービス等との連携及び調整等)

第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、第二十二條に規定する保健サービス及び老人福祉法(昭和三十三年法律第三十三号)その他の法令に基づき福祉サービスとの連携及び調整に努めると

ともに、その計画的推進を図らなければならない。

「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改める。

「第一款 医療の実施」を「第一款 医療の実施及び特定療養費の支給」に改める。

第二十八条第一号中「四百円」を「八百円」に改め、同項第二号中「三百円」を「五百円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生大臣が定める疾病に係る医療を受けている者であつて厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けたものが、当該疾病に係る医療を受けた場合において、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第二号の一部負担金の額の合計額（当該認定を受けた日以後の期間に係る同号の一部負担金の額の合計額とする。）が政令で定める額に達するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

第二十八条第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 医療を受ける者が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一條による改正前の国民年金法に基づき老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者が次の各号のいずれかに該当していることにつき厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けている者である場合における第一項第二号の一部負担金については、その額は、同号の規定にかかわらず、保険医療機関等ごとに一日につき三百円とし、同一の病勢又は診療所に継続して二ヶ月を超えて受診されるに至つたときは、同項の規定にかかわらず、その後は、支払うことを要しない。

一 当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下こ

の号において同じ。）が課せられない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

二 当該医療を受ける日の属する月において、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六十二条に規定する要保護者である者であつて厚生省令で定めるところのもの

第三十一条の次に次の一項を加える。

（特定療養費）

第三十一条の二 市町村長は、この法律の規定による医療を受けることができる者（以下「老人医療受給対象者」という。）が、健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関若しくは国民健康保険法第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関（以下「特定承認保険医療機関等」という。）のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は保険医療機関等のうち自己の選定するものについてその者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養を受けたときは、その者に對し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養につき第三十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）以下この項において「特定療養費算定額」という。）から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、前項に規定する厚生大臣が定める療養と併せて第十七条第一号から第四号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

3 特定承認保険医療機関等及び保険医療機関等並びに保険医等は、厚生大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱

い、又は担当しなければならない。

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関等について療養を受け、又は保険医療機関等に於いて第一項に規定する厚生大臣が定める療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に對し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした老人医療受給対象者に對し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

8 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

9 第二十五条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第五項（第三号を除く。）、第二十七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、特定承認保険医療機関等並びに特定承認保険医療機関等について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

10 第二十五条第二項から第五項まで、第二十七、第二十九、第三十条第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた第一項に規定する厚生大臣が定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第二号中「保険医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、同条第二項中「医療に要する費用」の下に「又は特定療養費に係る療養に要する費用」を加え、同条第三項中「額とする」を「額とし、特定療養費に係る療養に要する費用の額は、前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする」に、「その額を」を「それらの額」に改め、「現に医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

4 市町村長は、老人医療受給対象者がやむを得ない理由により、第二十八条第四項の規定を受けることができず、又は保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関等において当該認定を受けていることの確認を受けることができない場合において、保険医療機関等又は特定承認保険医療機関等に同条第一項第二号に規定する額の一部負担金又はこれに相当する額を支払つたときは、第一項の規定にかかわらず、医療費を支給する。

5 前項の規定により支給する医療費の額は、第二十八条第一項第二号に規定する額から同条第四項の規定による額を控除した額を基準として、市町村長が定める。

第三十三条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第三十四条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改める。

第三十五条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

昭和六十二年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

は特定療養費の支給を加え、同条中「医療は、」を削り、「その期間」の下に「に係る医療又は特定療養費の支給は」を加える。

第三十七条及び第三十八条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十九条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に、「医療」を「医療又は特定療養費に係る療養」に、「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改める。

第四十条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十一条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、「支払った価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加える。

第四十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、「価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加え、同条第二項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を、「費用の支払」の下に「又は第三十一条の二第四項の規定による支払」を加える。

第四十三条中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に、「当該医療を受ける」を「当該医療若しくは特定療養費の支給を受ける」に、「当該医療を担当する」を「当該医療若しくは特定療養費に係る療養を担当する」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十五条中「除く」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第四十六条中「除く」の下に「及び特定療養費」を加える。

第四十七条中「当該市町村が行う医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下「医療等」という。)]を加え、「費用及び」を「費用」に、「医療」を「医療等」に改める。

第四十八条第一項中「医療」を「医療等」に改め、「第二十九条第二項」の下に「(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)]を加え、同条第三項を「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)]に改める。

第四十九条から第五十二条までの規定中「医療」を「医療等」に改める。

第五十四条ただし書中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額」を、「満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額との過不足額につき生ずる剰子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

第五十五条第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(当該年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。))を除いて得た率が、当該年度における

るすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の分布状況等を勘案して政令で定め率を超え保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定め率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という。を除く。))に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額

2 前項第一号の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十五条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。

第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額(前々年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額として厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。))を除いて得た率が、前条第一項第一号の政令で定め率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定め率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調

整対象外医療費額」という。を除く。))に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費額

第五十六条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第五十七条中「第二十九條第二項」の下に「(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)]を加え、同条第三項を「第二十九條第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)]に、「医療」を「医療等」に、「同条第二項」を「第二十九條第二項」に改める。

第六十三條第一項及び第三項並びに第七十九條第一項及び第二項中「医療」を「医療等」に改める。

第八十二条第一項中「及び」の下に「特定療養費又は」を加える。

第八十六条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

附則第二条(見出しを含む。中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

(老人保健法の一部改正)

第四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用」を「第四章の二 老人保健施設療養費の支給(第四十六條の二、第四十七條、第四十八條の六、第四十九條の十七、第六條の五)」に、「第八十五條」を「第八十四條の二」に改める。

第六條に次の一項を加える。

4 この法律において「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老

人又はこれに準ずる状態にある老人(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。)に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第四十六条の六第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第七條第二項中「及び第三十一條の二第七項」を、「第三十一條の二第七項、第四十六條の二第五項及び第四十六條の八第六項」に改める。

第八條第一項中「二十人」を「二十六人」に改める。

第十二條第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 老人保健施設療養費の支給

第十七條の二の次に次の一条を加える。

(老人保健施設療養費の支給)

第十七條の三 老人保健施設療養費の支給は、第四十六條の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十條中「及び特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改める。

第二十九條第三項中「国民健康保険団体連合会の下に」(以下「連合会」という。)を加える。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 老人保健施設療養費の支給

(老人保健施設療養費の支給)

第四十六條の二 市町村長は、老人医療受給対象者が、老人保健施設から看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療(以下「施設療養」という。)を受けたときは、その者に対し、当該施設療養に要した費用(食費その他の厚生省令で定める費用を除く。以下同じ。)について、老人保健施設療養費を支給する。

2 前項の老人保健施設療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認め

る場合に限り、支給するものとする。

3 施設療養を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する老人保健施設について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

4 老人保健施設療養費の額は、老人保健施設において受ける施設療養の態様に応じて厚生大臣が定める。この場合において、老人医療受給対象者(食費その他の厚生省令で定める費用を除く。以下同じ。)の額を基礎として厚生大臣が定めるものとする。

5 厚生大臣は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 第三十條第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

16 7 老人医療受給対象者が老人保健施設から施設療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該老人保健施設に支払うべき当該施設療養に要した費用について、老人保健施設療養費として老人医療受給対象者にに対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該老人保健施設に支払うことができる。

17 8 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人保健施設療養費の支給があつたものとみなす。

18 9 市町村は、老人保健施設から老人保健施設療養費の請求があつたときは、第四項の規定による厚生大臣の定め及び第四十六條の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(施設療養の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

19 10 市町村は、前項の規定による審査及び支払

に関する事務を基金、連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

10 11 前各項に規定するもののほか、老人保健施設の老人保健施設療養費の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(領収証の交付)

第四十六條の三 老人保健施設は、施設療養その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

(特別会計)

第四十六條の四 市町村は、老人保健施設療養費の支給に関する収入及び支出について、第三十三條に規定する特別会計において経理するものとする。

(準用)

第四十六條の五 第三十四條から第四十三條まで、第四十四條第二項及び第三項、第四十五條並びに第四十六條の規定は、老人保健施設療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的脱替等は、政令で定める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 老人保健施設

(開設許可)

第四十六條の六 老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 老人保健施設を開設した者(以下「老人保健施設の開設者」という。)が、当該老人保健施設の収容定員その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号(前項の申請に

あつては、第二号及び第三号)〇に該当するときは、前二項の許可を与えないことができる。

一 当該老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該老人保健施設が第四十六條の八第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第四十六條の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

(老人保健施設)

第四十六條の七 老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に、厚生省令で定めるところにより、当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならない。

い。

2 前項の規定にかかわらず、老人保健施設の開設者が、都道府県知事の承認を受け、医師以外の者に当該老人保健施設を管理させることができる。

(施設の基準)

第四十六條の八 老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他の厚生省令で定める施設を有しなければならない。

2 老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、老人保健施設

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号

老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

四八二

設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

4 老人保健施設の開設者は、前項の基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような老人保健施設の運営を行つてはならない。

5 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準〇〇を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 厚生大臣は、第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(施設療養の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

7 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

(広告制限)

第四十六条の九 老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二 老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名

三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、医師又は看護婦の技能又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が特

に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、厚生大臣は、その広告の方法についても、必要な定めをすることができる。

4 第一項各号に掲げる事項又は前項の規定に基づき厚生大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が同項の規定による定め違反してはならない。

(変更の届出)

第四十六条の十 老人保健施設の開設者は、第四十六条の六第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があったときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十一 厚生大臣、都道府県知事又は保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条の規定に基づく政令で定める市の市長は、必要があると認めるときは、老人保健施設の開設者、施設療養に関する業務を管理する者〇〇(以下「老人保健施設の管理者」という。)又は医師その他の従業者(以下「開設者等」という。)に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、開設者等に対して質問させ、若しくは老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設備の使用制限等)

第四十六条の十二 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第一項に規定する施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は〇〇修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第四十六条の十三 都道府県知事は、老人保健施設の開設者(老人保健施設の管理者)が当該業務を管理する者として不適当であると認めるときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、当該業務を管理する者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)

第四十六条の十四 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(運営に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その運営の改善を

命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第四十六条の十五 都道府県知事は、次の各号の二に該当する場合においては、当該老人保健施設に係る第四十六条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 老人保健施設の開設者が、第四十六条の六第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 老人保健施設の開設者が前三条の規定による命令に違反したとき。

三 老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。

四 老人保健施設療養費の請求に関し不正があつたとき。

五 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該老人保健施設の従業者がその行為をした場合においては、その行為を防止するため、当該老人保健施設の開設者又は当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理す

る者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

2 都道府県知事は、前項の規定により老人保健施設の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ都道府県医師会等の意見を聴かなければならない。

3 都道府県医師会等は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十一条の二第二項の規定にかかわらず、前項の規定により意見を求められた事項について審議することが出来る。

(医療法の準用)

第四十六条の十六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九十条の規定は老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定は老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者について、同法第二十五条の二の規定は保健所を設置する市の市長が第四十六条の十一第一項の規定により行つた処分に対する不服申立てについて、同法第三十条の規定は第四十六条の十二から前条までの規定に基づき処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第四十六条の十七 老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

2 施設療養を受けている者が老人保健施設について受ける医療及び機能訓練は、第三章(第四節を除く。)に規定する医療及び医療等

以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七条中「及び特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改める。

第四十八条第一項中「及び第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」を並びに第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。及び第四十六条の二第九項に改め、「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に、及び第四十六条の二第九項を加える。

第五十七条中「第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」の下に「及び第四十六条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。の下に、及び第四十六条の二第九項」を加える。

「若しくは医療費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

第七十中第八十五条の前に次の一条を加える。

第八十四条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の九第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第四十六条の十二又は第四十六条の十三の規定に基づく命令に違反した者

第八十六条中又は特定療養費の支給を、「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改め、「第四十四条第二項」の下に「(第四十六条の五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同項」を「第四十四条第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の七の規定に違反した者

二 第四十六条の十一第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十六条の十六において準用する医療法第九十条の規定に違反した者

第八十六条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十四条の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(医療法の一部改正)

第五十条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七十条の二 第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たつては、老人保健法(昭和五十七年法律

第八十号)の規定による老人保健施設(以下「老人保健施設」という。)の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、前条第二項に規定するその他の病床に係る既存の病床数とみなす。

第三十九条第一項中「又は医師」を、「医師」に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第四十二条、第四十四条第二項第三号、第四十七条第一項及び第四十八条中「又は診療所」を、「診療所又は老人保健施設」に改める。

第六十五条中「又は第三十九条第一項」を、「第三十九条第一項に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第六十八条の二第二項中「又は診療所」を、「診療所又は老人保健施設」に改める。

(医療法の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 医療法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「在り方」の下に「並びに老人保健施設等の位置付け及びその適正な配置」を加える。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)にいう老人保健施設を利用させる事業

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中老人保健法第七條第一項及び第二項の改正規定、同法第七條に一項を加える改正規定並びに同法第三十一條の次に一項を加える改正規定(同法第三十一條の二第七項及び第八項に係る部分に限る。)、第四條中老人保健法第三條第三節の次に一節を加える改正規定、同法
- 第七條第二項の改正規定、同法第八條第一項の改正規定、同法
- 正規定(同法第四十六條の二第五項)に定める部分に限る。及び同法第三章の次に一章を加える改正規定(同法第四十六條の八第五項)に定める部分に限る。並びに
- 第六條の規定並びに
- 第七條までの規定
- 第八條の規定並びに
- 第九條の規定
- 第十條及び第十三條
- 二項の規定、公布の日
- 二 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五條の規定及び第六條の規定並びに附則第十九條から第二十四條まで、附則第二十一條及び第二十五條
- 第二十四條から第二十九條まで、第三十一條及び第三十五條
- 十六條及び附則第三十條の規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 第四條 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の九に相当する額
- 二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

る額

- イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(ロにおいて「施行日以後医療費見込額」という。)に百分の二十を乗じて得た額
- ロ 施行日以後医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの老人医療費見込額」という。))で除して得た率を乗じて得た額を超え部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(ハにおいて「調整対象外医療費見込額」という。を除く。))の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五條第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額
- ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

2

- 前項第二号ロの政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。
- 第九條 第一号に掲げる額(以下この項において「概算拠出金相当額」という。)から第二号に掲げる額を控除した額(以下この項において「増加額」という。)が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、附則第六條の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算拠出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。
- 一 附則第六條の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額に相当する額
- 二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額
- イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む。)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)、及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(ロにおいて「昭和六十一年度老人医療費見込額」という。))にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の九に相当する額
- (1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率
- (2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五條第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五條第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

六十一年度に係る新老健法第五十五條第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率次に掲げる額の合計額の十二分の三に相当する額

- (1) 昭和六十一年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額
- (2) 昭和六十一年度老人医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、昭和六十一年度に係る附則第六條第一項第二号の政令で定める率を超え部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(3)において「調整対象外医療費見込額」という。を除く。))の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五條第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額
- (3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、昭和六十一年度の確定医療費拠出金について準用する。この場合において、同項中「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金」と読み替へる。

出金相当額」と、多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費提出金」とあるのは「確定医療費提出金」と、「附則第六条」とあるのは「附則第七条」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年老人医療費額」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費額」と読み替えるものとする。

(昭和六十一年度の提出金の額の変更等)

第十一条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十三年法律第九十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき提出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の提出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(老人保健施設の試行的実施)

第十二条 厚生大臣が指定する者は、第四十条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。以下同じ)の施行前に、第四十条の規定による改正後の老人保健法第六十四条に規定する老人保健施設を経営する事業を試行的に実施する限りにおいて、医療法の規定にかかわらず、同項の老人保健施設に相当する施設を開設することができる。

(国会に対する報告)

第十三条 厚生大臣は、第四十条の規定の施行に際しては、前条の

規定による老人保健施設を経営する事業の試行的実施の状況及び老人保健施設の運営等に関する基本的事項について、国会に報告しなければならない。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、健康保険組合の決算の状況等各医療保険の運営の状況、老人保健法による医療費提出金の額の動向等を勘案し、昭和六十五年までの間に医療費提出金の算定方法その他この法律による改正に係る事項に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十五条 政府は、新老健法第二十八条第一号に規定する給付に要する費用の額が低額である場合には当該額に対する同号に規定する一部負担金の額の割合が著しく高くなることがあることにかんがみ、必要があると認めるときは、同号の一部負担金の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 政府は、第四十条の規定の施行後適宜な時期において、老人保健施設に関する状況を勘案し、必要があると認めるときは、老人保健施設の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第六十三条の二の規定は、施行日以後に受けた療養に係る特定療養費、療養費、特例療養費、高額療養費若しくは同法第四十三条第三項若しくは第五十六条第二項の規定による差額の支給又は施行日以後の出産及び死亡その他の事由に基づく同法第五十八条の規定による給付について適用する。

第十八条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第八十一条の三第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の療養給付費提出金の額の算定について適用し、昭和六十年度以前の年度の療養給付費提出金の額の算定については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第十九条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「医療」の下に「及特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第四十三条ノ六第六号中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十五条第一項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十六条第二項中「医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第六十九条の十二第二項第二号中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九条の十五第一項中「及び老人保健法」を「並びに老人保健法」に改め、「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加え、同条第五項中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第七十条(船員保険法の一部改正)

第十五条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十条ノ九第二項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を、「同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十條 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条及び第六十四条第三項中「規定による医療」の下に「特定療養費」を加える。

第八十七条の五第一項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条及び第六十六条第三項中「規定による医療」の下に「特定療養費」を加える。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三項の表第九十六条第一項の項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十八条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九条第三項」の下に「(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十九条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「医療又ハ特定療養費ノ

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号 老人保健法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

四八六

支給」を「医療、特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の十二第二項第二号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の十五第一項中「及び特定療養費の支給」を「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第五項中「医療費」の下に「同法第四十六條の五において準用する場合を含む。」を加え、若しくは特定療養費の支給を「医療、特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第二十〇条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十条ノ九第二項中「若ハ特定療養費ノ支給」を「特定療養費ノ支給若ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改め、又ハ特定療養費ノ支給を「特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十一条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若しくは特定療養費に係る療養」を「特定療養費に係る療養若しくは老人保健施設療養費に係る療養」に改め、同条

第二項第一号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改め、又ハ特定療養費の支給を「特定療養費の支給又ハ老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第三項中「医療又は特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第二十二條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十四条第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十三條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十六条第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第百四十四条の第三第二項の表第九十六条第一項の項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十四條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「若しくは同法第四十六條の二第九項」を加え、「又は診療報酬」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。)」を加える。

第三十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「うち、」を「うち」に改め、「部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第二十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書の項の次に次のように加える。

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項各診療報酬号に掲げる業務(基金の業務)及支払基金十第一項各号に掲げる業務(基金の業務)に関する文書

(地方税法の一部改正)

第二十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づく医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。)」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「医療以外」を「医療等以外」に、「並びに医療」を「医療」に改め、「算定に関する基準」の下に「特定療養費に係る療養についで費用の額の算定に関する基準並びに特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を加える。

第三十條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「並びに特定療養費」を「特

定療養費に改め、「療養の取扱い及び担当に関する基準」の下に「老人保健施設の設備及び運営に関する基準並びに老人保健施設療養費の額」を加える。

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十一年十二月十九日

提出者

大蔵委員長 池田 行彦

昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和六十二年分の所得税について、その負担を軽減するため、配偶者控除の特例を定めるものとする。

(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の特例)

第二条 昭和六十二年分の所得税に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第八十三条第三項に規定する配偶者控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に五万円を加算した金額とする。

(昭和六十二年分の所得税に係る年末調整の特例)

第三条 昭和六十二年中に支払うべきことが確定した給与等(所得税法第九十条第一号に規定する給与等をいう。)に対する同条の規定(同法

別表第七を含む。)の適用については、同条第二号ハ中の「の規定」とあるのは、「の規定(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律(昭和六十一年法律第 号)第二条(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の特例)の規定を含む。)」とする。

(昭和六十二年分の所得税に係る租税特別措置法の適用の特例)

第四条 昭和六十二年分の所得税に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定の適用については、同法第二十五条第二項中「までの規定」とあるのは「までの規定(昭和六十二年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律(昭和六十一年法律第 号)以下この章において「昭和六十二年臨時特例法」という。第二条の規定を含む。次条第一項において同じ。)」と、同項第二号中の「の規定」とあるのは「の規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。)」と、同法第二十五条の二第二項第二号中「規定により」とあるのは「規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。)」により」と、同法第四十一条の十四第一項中「同法第八十三条第一項又は」とあるのは「同法第八十三条第一項の規定(昭和六十二年臨時特例法第二条の規定を含む。又は所得税法)」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律に定めるもののほか、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に関する必要な技術的読替えその他のこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

理 由

最近における社会経済の情勢にかんがみ、昭和六十二年分の所得税について、配偶者控除額の特例を設けることにより、その負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約千三百三十億円である。

衆議院会議録第十九号中正誤

ベシ 段 行 誤
四三 三三 財団法人 杜団法人 正

昭和六十一年十二月十九日 衆議院會議録第二十号

四八八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二二(大代)
〒 105

一定価一部
一〇円